

第3回教育委員会会議録

1日 時 平成28年3月22日(火) 開会:14時30分
閉会:17時10分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
周南市教育委員会 2階会議室

3出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 月谷慈寛委員 松田敬子委員 片山研治委員

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長

出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所主査 熊毛総合出張所次長
鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策担当課長補佐、教育政策担当係長

6議事日程等

日程順位	件名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第8号 平成28年度周南市の教育の策定について
3	議案第9号 周南市新南陽ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について
4	議案第10号 周南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則制定について

7 委員会協議会 (1) 4月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について

(報告者:教育政策課→生涯学習課)

(2) ケーブルテレビの番組放映について (中央図書館)

(3) 市広報の図書館通信について (中央図書館)

(4) 第2回図書館コンサートについて (中央図書館)

(5) 3月議会の報告について (教育部長)

8 現地視察 (1) 周南市水素学習室及び水素ステーション

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長 　ただ今から「平成28年第3回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めたいと思います。
　日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名いたします。
　本日の会議録署名委員は、「池永委員さんと月谷委員さん」をお願いいたします。

2	議案第8号 平成28年度周南市の教育の策定について
---	---------------------------

教育長 　続いて、日程第2、「議案第8号平成28年度周南市の教育の策定について」を議題とします。

この件について、各課から説明をお願いします。

最初に、教育政策課からお願いします。

教育政策課長 　議案第8号、平成28年度周南市の教育の策定についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第1号の規定により、「学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること」は、教育委員会の権限とされておりますことから、「平成28年度周南市の教育」について、議案書の1ページ及び別冊のとおり、お諮りするものでございます。

さて、今日まで、「周南市の教育」につきましては、平成15年度の周南市発足時に策定いたしました「周南市教育重点施策」以降、各年度における教育政策に係る基本方針としてご決定をいただき、その基本方針に基づく重点施策等を体系的にまとめたものとして発刊してまいりました。

こうした継続的な取組の中、国の教育委員会制度改革に対応した取組として、3月17日に開催いたしました第3回周南市総合教育会議において、新たに「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」のご決定をいただきました。

申し上げるまでもなく、この「大綱」は、市長と教育委員会の連携強化を図り、それぞれの所掌事務をより一体的に執行するために、「第2次周南市まちづくり総合計画」と「周南市の教育」を調和させた、本市の教育の目標や施策の根本的な方針として策定したものでありますことから、平成28年度の「周南市の教育」につきましては、「大綱」と屋上屋を重ねることのないよう、従来どおり「基本方針」を定める目的で策定するのではなく、「大綱」を具現化するための重点施策等を目的別にまとめ、「周南教育」の振興に関する施策の総合的かつ基本的な計画として策定いたしたいと考えております。

こうしたことから、本委員会定例会議の議案名称も、従来の「周南市教育基本方針の策定について」から「周南市の教育の策定について」と変更させていただいております。

それでは、議案書の別冊の「平成28年度周南市の教育」の表紙をめくっていただき、目次をお願いいたします。

従来の「周南市の教育」は、基本方針や重点施策等を各課ごとに体系的にまとめたものでございましたが、今年度は、「大綱」で決めました5つの基本方針ごとに、目的別の重点施策として編纂いたしております。

次に、1ページ、2ページの「はじめに」の項でございますが、ここでは、ただ今ご説明い

たしました「大綱」策定の経緯や「大綱」における基本理念の内容等を掲載し、続いて教育委員会として、周南市のまちづくりの方向性を踏まえた教育行政の推進のため、周南市のまちづくりの礎を担う教育を、不易と流行を見極め、効果的で効率的な教育行政の推進を基本に、市民への説明責任を果たしながら、学校教育と社会教育との連携・統合による生涯にわたる教育の充実と教育環境の整備に努めるために、「大綱」の基本方針を踏まえた計画として「周南市の教育」を定めると定義いたしております。

次に、3ページ以降の「平成28年度重点施策」の項につきましては、「大綱」で定めました5つの基本方針ごとに重点施策を整理したもので、「基本方針」「推進方向」「対象施策」までは、「大綱」の該当部分を転記し、続いて「施策実現に向けた平成28年度における重点事業」の部分において、施策実現のための実施事業概要を記載したものでございます。

なお、薄く着色いたしました「平成28年度における重点事業」の表は、その上の「対象施策」ごとの事業概要として分類するために、双方に付番し、連動させることで整理するとともに、各事業概要の末尾に所管課の名称を表記いたしております。

それでは、ページが前後することとなり恐縮ですが、個別の重点事業の内容につきましては、各担当課長から説明させていただきます。

まず、教育政策課からご説明いたします。10ページをお願いいたします。

基本方針④の「魅力ある教育の実現 ～信頼と期待に応える教育環境の充実・整備～」についてでございます。

ここでは、ソフト・ハード両面から教育環境の充実・整備に努め、子供たちの生活意欲・学習意欲の向上につながる魅力ある学校づくりに資するものとして、3つの推進方向を定めておりますが、その内、11ページの「望ましい教育環境の充実・整備」に関する重点事業についてでございます。

まず、対象施策の1番目の中学校普通教室への空調設備整備や、対象施策の3番目の安心・安全な学校施設の整備に係る重点事業につきましては、これまで、最優先の事業として進めてまいりました耐震化事業が、平成27年度末をもちまして所期の目標を達成できることとなりましたことから、新たな取組、ないしは、大幅な拡充事業として実施するものでございます。

平成28年度におきましては、中学校普通教室空調設備整備事業における基本計画・実施設計の実施や、徳山小学校のトイレ改修、沼城小学校の外壁改修等の大規模改修工事、さらに、非構造部改修事業や熊毛地区水道接続事業に係る調査・設計業務等の施設整備事業を展開してまいります。

次に対象施策の4番目の学校の再編整備に係る重点事業として、地域の実情や保護者の思いに配慮しながら、再編整備に継続して取り組むとともに、再編整備に伴う児童生徒の不安解消のための交流学习の実施や、通学手段の確保に努め、併せて、休校施設の適正な管理及び有効活用を進めてまいります。

こうした取組を着実に推進することにより、快適な学習環境の充実・整備を図ってまいりたいと考えております。

以上で教育政策課についての説明を終わります。

教育長 続いて、生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長 それでは、生涯学習課に係るものをご説明申し上げます。

4ページをお開き下さい。基本方針①「地域と“共に”ある周南教育の推進」、2つ目の推

進方向の「地域教育ネットワークの拡充」でございます。

これは、小・中学校のコミュニティ・スクールを核として、地域の子供に関わる人々が中学校単位で組織し、一体となって協議する、地域教育ネットワークの取組を充実、拡充するものです。

平成28年度の重点事業の主なものとして、まず放課後子供教室でございますが、本市には、現在30教室がございますが、未設置地区の解消のほか、教室の担い手になるサポーターの発掘・育成に取り組んでまいりたいと考えております。

そして統括コーディネーターにつきましては、現在7校区で各1名が活動しておられますが、未配置の中学校区への配置を進めることとしております。

次に14ページをお開き下さい。基本方針⑤「いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現」、推進方向の「生涯にわたって学習、スポーツができる環境の整備」でございます。

重点事業として、昨年開館いたしました「学び・交流プラザ」は、現在、市民の皆さまをはじめ、大変多くの方々にご利用いただいております。引き続き、本市の生涯学習の拠点として、様々な世代の方が利用しやすい環境の充実に努めてまいります。

次に17ページをお開き下さい。同じく基本方針⑤、推進方向の「文化財の保護と活用」でございますが、鶴保護事業においては、平成18年より実施しております、ツルの移送・放鳥事業を継続して実施することで渡来数増加の取組を行ってまいりたいと考えております。

20ページをお開き下さい。同じく基本方針⑤、推進方向の「まちづくりを担うひとづくり」でございますが、地域の生涯学習の拠点であります公民館の取組として、まちづくりの担い手となる人材の育成や、若者や女性などの新たなまちづくりの担い手発掘に努めてまいります。併せて、公民館は生涯学習の拠点機能の他、地域づくりの拠点としての機能も有しており、今後は今まで以上に地域の皆さまが利用しやすい施設の検討の1つとして、公民館の市長部局への移管も研究してまいりたいと考えております。

以上が生涯学習課の主な取組でございます。

教育長 続いて、学校教育課からお願いします。

学校教育課長 基本方針に沿って概略について説明いたします。

3ページ、基本方針①「地域と“共に”ある周南教育の推進～コミュニティ・スクールの充実～」について、これまでの取組をさらに充実させていくために、27年度から教育研究センター内に配置していますコミュニティ・スクールコンダクターの学校巡回により、各学校の学校運営協議会、あわせて、中学校区の学校運営協議会の充実に努めてまいります。

また、地域の方を対象としたコーディネーターの育成を目的とした研修会を開催してまいります。

5ページ、基本方針②のうち「道徳教育や幼児教育の充実による『豊かな心』の育成」についての「道徳教育の充実」では、道徳の時間の充実、学校図書館司書・指導員と連携した読書活動の充実、体験活動の充実を挙げております。体験活動の充実のために、文化会館や美術博物館の積極的な活用できるよう児童生徒の移動のための交通費を一部支援していくこととしております。

7ページ 基本方針③のうち「確かな学力の育成」では、生徒指導の3機能を生かした授業づくりの徹底、そのために、一昨年度作成し、改定を進めております「授業づくりのスタートライン」を活用して参ります。

特別支援教育については、個々の子供たちの実態に応じた適切な指導に努めるとともに、イ

ンクルーシブ教育の視点に立った合理的配慮に取り組んでまいります。タブレット端末を活用した授業づくりに向けては、タブレット端末の導入、無線環境の整備に取り組むとともに、モデル校により先進的に取り組み、授業公開や専門家を招いた研修会を行うなど教職員の技術習得、資質向上を図ってまいります。

また、本市の特色を生かした水素学習室やコンビナート企業を積極的に活用し、ふるさと周南を愛する心を育ててまいります。

10ページ 基本方針④「魅力ある教育の実現」では、不登校対策を重点事業の1つに挙げ、周南市教育支援センターの充実を図ってまいります。

また、本市には他市に誇る教育研究センターがございます。この教育研究センターにおいて教職員の人材育成、学校の危機管理体制等の充実を図ってまいります。

11ページ、「望ましい教育環境の充実・整備」の対象施策の5番目の義務教育学校の研究でございますが、平成28・29年度、鹿野小学校、鹿野中学校において、教職員の授業交流等を通して、義務教育9年間の連続したカリキュラム作成等実践的な研究を行ってまいります。

学校教育課は、以上でございます。

教育長 続いて、人権教育課からお願いします。

人権教育課長 人権教育課でございます。19ページ、基本方針⑤「いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現～ひとづくり・まちづくりの推進～」の中の「人権教育の推進」でございます。

人権教育課では、「山口県人権推進指針」、「周南市人権行政基本方針」を基本とし、学校、地域社会、企業・職場の3つの柱で、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向けて、人権教育を推進してまいります。

平成28年度における重点事業の1つ目は、学校・園における推進でございます。人権意識の向上を図るため、幼稚園、小・中学校において、研修会・講演会の実施と、全教職員を対象とする「学校・園人権講演会」、人権教育担当者を対象とする研修会の開催でございます。

「学校・園人権講演会」は、障害者をテーマとして8月に講演会を開催する予定となっております。

2、3は地域社会における推進で、2は地域住民の人権意識の向上を図るため、公民館等で「ハートフル人権セミナー」や人権講演会を開催するものです。

「ハートフル人権セミナー」は、人権の基礎講座として実施するもので、午後は外国人、障害者、男女共同参画、同和問題、子供、高齢者、インターネットなど個別の課題をとりあげ行ってまいります。平成28年度は17回開催する予定でございます。

3は地域社会における指導者の養成及び資質の向上を図るため、「人権ステップアップセミナー」を開催するもので、平成28年度は3回行います。8月にハンセン病理解のため、国立療養所長島愛生園の視察を行います。

4は、企業・職場における人権教育の推進を図るため、「企業職場人権教育連絡協議会」が主催する人権研修会を事務局として支援を行ってまいります。

その他、市職員の人権意識の向上を図るため、人事課と連携して研修会を実施いたします。人権教育課は以上でございます。

教育長 続いて、学校給食課からお願いします。

学校給食課長 学校給食課でございます。13ページをお願いします。

学校給食においては、基本方針④「魅力ある教育の実現～信頼と期待に応える教育環境の充

実・整備～」について「安心・安全な学校給食の提供」を推進方向に定め3つの施策をかかげて取り組んで参ります。

まず、徹底した衛生管理のもと安心・安全でおいしい給食の提供でございます。

今年度は、学校給食において硬質プラスチック片や害虫の混入など重篤な異物混入事案等が複数発生し、大変ご心配をおかけいたしまして申し訳ございませんでした。

残念ながら異物混入等の根絶は難しい現状の中、日々の衛生管理の徹底はもちろんのこと、これらの経験等を生かし、未然防止マニュアルの作成や対応マニュアルの見直しなど、今後さらに組織力や危機対応能力の強化に努めてまいります。

また、安心安全な食材確保に向け産地確認検査等を充実させるとともに、良質な食材の選定及び献立の工夫を通して児童生徒の望ましい食習慣の涵養に資する給食を目指してまいります。

次に、地産地消の推進等を通しての食育の醸成でございます。学校給食は、生きた教材として食育としての重要な役割を担っております。そのため、地産地消を通して、地元の産物や旬の食材への関心を高め、自然への恩恵に対する理解を深めるよう努めてまいります。

さらに、栄養教諭など給食関係者による積極的な学校訪問、給食日誌等を通して児童生徒等と交流を図る中で、栄養バランスや食べることの大切さ、さらには各地域の優れた食文化など情報提供の充実、及び献立を工夫することで、児童生徒の食に関する理解を深め適正な食習慣が醸成されるよう、食育を推進してまいります。

最後に、新たな学校給食センターの建設と既存センターの整備です。これまで、種々検討を重ねて参った結果、学校給食衛生管理基準に適合した調理能力約4000食の学校給食センターを新南陽福川漁港用地に、平成32年度の供用開始に向けて取り組んで参ります。

既存のセンターについても、徳山西、新南陽センターをはじめ、新センターにおける安全で継続的な学校給食の運営に資するため、施設設備の点検整備を計画的に実施してまいります。

以上で説明を終わります。

教育長 最後に、中央図書館からお願いします。

中央図書館長 それでは図書館に関するものでございます。18ページをご覧ください。

図書館におきましては、基本方針⑤に掲げております「いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現 ～ひとづくり・まちづくりの推進～」に果たす役割は、非常に大きいと考えております。そこで、推進方向として、「読書が育むひとづくり・まちづくり」を掲げ、絵本から専門書までの豊富な情報資産を有効活用し、乳幼児期から高齢者まで、生涯に渡り本に親んでもらいたい、本の楽しさを味わうとともに子供同士、親同士の交流の場も提供してまいります。また、個人の課題解決を支援するだけでなく、地域の課題解決に必要な資料も提供するなど、住民の生活上の問題解決に必要な情報を提供し、ひとづくり・まちづくりの一翼を担っていきいたいと考えております。

大きくは、4本の柱を中心に取り組んでまいります。1つ目の利用者ニーズに対応した資料提供につきましては、幅広いジャンルはもちろんのこと、特に郷土資料には力を入れて、収集・整理・保存に努めるとともに、職員の資質向上を図る研修を充実し、利用者の満足度の向上に努めてまいります。

また、市内5館のネットワークを充実し、5館にある蔵書、約60万冊を有効活用するとともに、移動図書館車を運行し、遠隔地に住む住民や交通弱者に対してもサービスを提供してまいります。

2つ目の民間活力導入図書館の整備でございますが、平成30年春のオープンを目指し、お茶やおしゃべりを楽しみながらゆっくり本を読んだり、電車等の待ち時間にも利用できるなど「知の広場」として、気軽にカジュアルな使い方ができる図書館を徳山駅前に民間活力を導入して整備してまいります。

3つ目の第二次周南市子供読書活動計画の推進ですが、平成26年度に策定しましたこの計画が3年目の中間年を迎えることから、過去2年間の活動状況を踏まえ、子供が自発的な読書活動を習慣とするように、さらなる推進を図ってまいります。

特に、「うちどくコンテスト」を開催し、家庭での読書習慣の定着に努め、子供だけでなく家族みんなで本に親しむ環境づくりを推進してまいります。

また、学校図書館との連携も密にし、調べ学習用資料等の提供の質の向上に努めてまいります。

4つ目の読書普及啓発活動につきましては、ケーブルテレビで「とくやま昔話」や子供向けの推薦本の紹介等をしていただく「おはなしの部屋」という約15分の子供向け番組を毎日2回、1年間放映していただけることになっており、様々な媒体を通じて読書普及啓発に努めてまいります。

19ページをご覧ください。

最後に、中央図書館の耐震改修工事ですが、昨年度、2次耐震診断を実施した結果、Is値が0.38で耐震改修が必要との結果が出たことにより、周南市の中心図書館である中央図書館を地域の情報拠点として引き続き多くの市民に安心して利用していただけるよう、補強計画及び実施設計を行ってまいります。

以上で、図書館の説明を終わります。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

池永委員 2ページですが、6行目から句点が無いので句点が入った方が読みやすく、理解しやすいと思います。それから、4ページ、3行目に「中学校毎」と表記がありますが「ごと」の方が良いと思います。

次に、6ページの幼児教育の重点事業の3番目ですが、「多様な体験の中で、考えることを認められたり、考えを言葉にしたりする経験を通して、豊かな言語活動の基礎を培う」とありますが、意味は判らなくもないのですが、言葉の使い方の中で少し判りにくいので表現を変えた方が良いと思います。それから、保育幼稚園課ですが福祉部なので、22ページの教育委員会の機構図の中に記載がないのですが、記載しなくて良いのか、その辺りが気になりました。

12ページの質問ですが、3番の非構造部改修事業で湯野小、大河内小になっていますが、どういうところなのか教えていただけますか。

教育長 まず、その点について説明をお願いします。

教育政策課長 避難場所になっている体育館でございますが、吊り天井で設置いたしておりますので、震度6以上等の大規模な地震の際に落下してしまう可能性があります。構造部でなく、非構造部という言い方をしますが、これらの天井の改修を行うこととしております。対象校は8校ですが、順次行う予定としております。まず28年度は、これまでの耐震改修等で影響が少なかった、湯野小、大河内小から着手することとしております。

池永委員 それから、12ページの4番のところ、一番下のところで、休校が小学校7校、中学校1校になっていますが、22ページの機構図は7校と2校になっていますが、違いを教えてください。

ただけますか。

教育政策課長 はい。22ページの中学校の2校については、須磨小学校と一体となっております須金中学校が、中学生がいない状況です。また、同様の理由として大津島中学校が休校になっております。12ページの方は、休校中の須金中学校と大津島中学校は小学校と校舎が併設になっておりますので、小学校と一緒に管理をいたしております。ここで、中学校1校とありますのは、別の場所にごございます旧須金中学校で、そちらの管理が必要だということで別のものになります。

教育長 それでは、池永委員がおっしゃった2ページの箇所は、文書を区切るということで、よろしいですか。4ページのところは、事務局が調べさせていただきます。6ページは、保育幼稚園課と協議いたします。伝えるという前に、思いを共有することだと思っておりますが適切な表現がないか検討してみます。22ページのところは、保育幼稚園課と文化スポーツ課もありますので、その辺りも再度、検討してみます。
他に、何かございますか。

片山委員 19ページ、人権教育のところですが、企業職場人権教育協議会とありますが、企業が判れば教えてください。

人権教育課長 はい、企業内で研修を行っているところは、東ソー、出光、洋林建設、西日本高速道路、日新製鋼、太陽生命等です。

教育長 他に、何かございますか。
それでは、議案第8号を決定します。

3	議案第9号 周南市新南陽ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	--

教育長 続いて日程第3、議案第9号「周南市新南陽ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、議案第9号「周南市新南陽ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」ご説明申し上げます。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

議案書2ページから4ページをご参照ください。

周南市新南陽ふれあいセンターは、平成2年に福川公民館機能や多目的ホール、武道館、図書館などの機能を有した複合施設としてオープンし、約25年が経過しており現在も地域の皆さまをはじめ多くの市民にご利用いただいております。

一方、昨年4月に本市の生涯学習の拠点となる、周南市学び・交流プラザが同様の機能を有する複合施設として開館し、こちらも年間利用推計32万人を越す利用がある見込です。

しかしながら、同様の機能を有する社会教育施設ではありますが、使用料の減免規定及び社会教育団体等の減免団体の取扱いも異なっておりますことから、両施設を一体的にまた、連携して運用していくことが難しい状況がございます。

また、利用者からも同様の複合施設でありながら、減免、取扱いが異なっていることに疑義の声もあがっているところです。お手元に配付いたしました資料をご覧ください。両施設

で、異なった点を説明させていただきます。異なっている点は、色付けさせていただいております。

まず、減免規定でございますが、多目的ホールにつきましては、学び・交流プラザには減免規定がありますが、新南陽ふれあいセンターには、市が主催、共催する場合にはございますが、その他の利用者の方には、減免規定はなく全て有料となっております。そして、減額割合でございますが、学び・交流プラザは80%減額がございますが、新南陽ふれあいセンターには、減額規定がございません。そして、使用料減免の利用団体でございますが、社会教育団体等において、それぞれの施設で適用の差があります。例えば、新南陽ふれあいセンターですが、体育協会、または文化協会と連名で利用する場合のみ、減額しておりますが、学び・交流プラザにおいては、体育協会、または文化協会加盟団体まで減額適用をしております。各施設において取扱いに差異が生じております。

施設規模につきましては、学び・交流プラザは、新南陽ふれあいセンターの約3倍の大きさがあるところですが、説明させていただいたように、減免においてそれぞれ団体の適用が異なった点があるというところから、両施設の減免規定並びに運用面の統一を図り、市民の方が利用しやすい環境整備を行い、利用促進を図りたいと考えております。

具体的には、4ページの新旧対照表をご覧ください。

第10条第1項のただし書き以降を削除し、アリーナの一般開放を除き、使用料の減額又は免除の規定を「新南陽ふれあいセンター」の全ての施設に適用させていただきます。

次に、第1項第2号に市内の公共団体の定義に市内に居住、在学又は在勤する者を加えさせていただきます。

そして、新たに第1項に以下の項目を追加いたします。

第6号として、市内に設置された大学及び専門学校が使用するときは、50パーセント減額規定を、第7号として、市内の公共団体が市民以外も対象として使用するとき、いわゆる交流大会等で使用するとき、80パーセント減額規定を入れさせていただきます。

なお、附則におきまして、平成28年4月1日より施行することとしております。

また、条例施行規則の他、使用料の減免、減額団体の適用も異なっておりますので、今後こうした運用面の統一化も図りたいと考えております。

こうした改正により市民や団体の皆さまには戸惑いを与える懸念もございますので更なる丁寧な対応を行い、ご理解を賜ることとしております。

以上が主な改正内容でございます。

教育長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第9号を決定します。

4	議案第10号 周南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則制定について
---	--

教育長 続いて日程第4、議案第10号「周南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 「周南市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則

を廃止する規則制定について」をご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号に基づくものでございます。

これは、現在単独で実施している非常勤職員公務災害補償事務について、山口県市町総合事務組合が行う共同処理に参加するため、関係する規則を廃止するものです。

よろしくご審議、ご決定のほどお願い申し上げます。

教育長 他にありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第10号を決定します。

教育長 他にはございませんか。よろしいでしょうか。

以上で、平成28年第3回教育委員会を終了します。

署名委員

池永 博 委員 _____

月谷 慈寛 委員 _____